

市の行政手続における申請書等の押印の見直しにより、申請者に係る押印を廃止することに伴い、令和3年7月1日から、申請者本人以外が来庁して手続を行う場合は、手続を委任されたことを証する委任状の提出も併せてお願いします。

## 委任状

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先)新座市長

住 所 新座市〇〇一丁目1番1号

委任者 氏 名 新座 一郎 印

(法人の場合は法人名)

電話番号 048-〇〇〇-〇〇〇〇

私は、下記の者を代理人

委任事項

### 委任事項の例(参考)

- ・排水設備工事に係る手続
- ・公共汚水樹(取付け管)設置に係る手続
- ・行為の許可に係る手続
- ・公共下水道(汚水・雨水)埋設位置変更に係る手続
- ・流末管接続許可申請に係る手続

個人または  
代理人 法人の所在地 新座市△△一丁目1番1号

個人または法人名 野火止 花子

### 注意事項

- ・委任する方の氏名は、必ず本人が自署し、印鑑(認印可)を押してください。
- ・委任事項はなるべく具体的に記入してください。記入されていない場合は無効です。
- ・委任状に不備がある場合は、届出を受理できない場合があります。
- ・提出された委任状の原本還付はできません。